

大和総合病院報道資料

平成27年5月29日

件名

大和総合病院訪問リハビリテーション事業の開始について

内容

大和総合病院では、昨年度より訪問リハビリテーション事業の実施に向けた準備を行っており、早期の運営開始を目指してきたところですが、このたび開設準備が整い、下記のとおり「訪問リハビリテーション事業」を開始する運びとなりましたのでお知らせします。

■事業開始日

平成27年6月1日（月）

■事業の目的

訪問リハビリテーション事業は、疾病や負傷により継続して療養を受ける必要のある方に対して、訪問療法士が自宅に伺い、必要なりハビリテーションサービスを提供することにより、日常生活動作の維持及び回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援することを目的とします。

■担当部署

大和総合病院 訪問リハビリテーション室
TEL.0820-48-2111（代表） FAX.0820-48-3924

■事業の概要

「別添パンフレット」のとおり

問い合わせ先

光市立大和総合病院

訪問リハビリテーション室（管理者 川口修身）

〒743-0192 山口県光市大字岩田 974 番地
TEL/0820-48-2111 FAX/0820-48-3924

平成 27 年 5 月 吉日

各 位

光市立大和総合病院
院長 猪 口 博 臣

大和総合病院訪問リハビリテーション事業の開始について
(お知らせ)

残春の候 皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から大和総合病院の運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、当院では回復期リハビリテーション病棟から自宅に退院するにあたり、多くの患者様やご家族は不安を抱えた状態のまま自宅復帰をされておられます。また、そのような不安を解消できず、自宅復帰可能な能力を持ちながらも、施設に入所せざるを得ないというケースもあるのが現状です。

さらに、当院の医療圏内に訪問リハビリテーションサービスを提供している事業所は少なく、今後、地域の方々の在宅生活に対する不安を解消し、安全かつ楽しみのある在宅生活を送っていただくためには、当院においても新たな在宅医療サービスを行うことが必要となっております。

このようなことから、通院が困難な方に対して、自宅においてリハビリテーションサービスを提供することにより、日常生活動作の維持及び回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援することを目的に「訪問リハビリテーション事業」を、下記のとおり実施することといたしました。

この事業は、疾病や負傷等により継続して療養を受ける必要のある方に対して、訪問療法士がご自宅にお伺いし、必要なりハビリを提供するもので、昨年からは実施しております「訪問看護事業」と併せ、当院が実施する在宅医療サービスのひとつとして大いに期待できるものと考えております。

これからも、地域に根ざした質の高い医療を皆様方に提供できるよう、職員一同鋭意努力いたす所存でございますので、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 事業開始日 平成 27 年 6 月 1 日 (月)
- 2 担当部署 光市立大和総合病院 訪問リハビリテーション室
TEL /0820-48-2111 (代表) FAX/0820-48-3924
- 3 事業概要 別添パンフレットをご参照ください。

訪問リハビリテーションサービスのご案内

住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく快適に過ごせるように
 専門スタッフによるリハビリサービスが受けられます！

大和総合病院では、疾病や負傷により継続して療養を受ける必要のある患者さまに対して、訪問療法士が住み慣れたご自宅にお伺いし、必要なリハビリを提供する訪問リハビリテーションサービスを実施しています。
 「こんな事ができるようになりたい」、「こんな生活がしたい」などのご希望に沿った目標を立ててリハビリを行います。

主なサービス内容

- 病状・障害の観察（病気や障害の状態、血圧、体温、脈拍などのチェック）
- 寝返り・起き上がり・座位・立ち上がり練習
- 移動手段（歩行や車椅子など）の検討や練習
- 入浴や更衣など身の周りの動作の練習
- 必要な福祉用具や住宅改修についての検討（手すり・車椅子・食具・コミュニケーション機器など）
- ご自宅で行える運動や動作の指導（ご本人様、ご家族、また必要に応じ介護サービス担当者への指導）
- 関節の動きや筋力の維持・改善
- 日常生活や介護方法の指導（介護方法の助言、病気や介護の不安相談など）

訪問リハビリサービスを利用できる方

介護保険では、加齢によって介護が必要になった方が対象のため、サービスを受けることができるのは基本的に65歳以上の方ですが、40～64歳の方でも加齢に伴う特定疾病（下記①）の場合は、介護保険の対象になります。

また、介護保険でサービスを受けられておられる方でも、厚生労働大臣が定める疾病（下記②）や急性増悪期は、医療保険の対象となります。

年 齢	介護保険で利用できる方	医療保険で利用できる方
65歳以上	加齢に伴い介護が必要となり、「要支援1～2」「要介護1～5」と認定された方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定が非該当の方 ・ 要支援、要介護者のうち、厚生労働大臣が定める疾病(下記②)の方 ・ がん末期や急性増悪症の方
40～64歳	加齢に伴う特定疾病(下記①)が原因で介護が必要となり、「要支援1～2」、「要介護1～5」と認定された方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記以外の方 ・ 要支援、要介護者のうち、厚生労働大臣が定める疾病(下記②)の方 ・ がん末期や急性増悪症の方
40歳未満	—	40歳未満の方はすべて医療保険

①加齢に伴う特定疾病

がん末期/関節リウマチ/筋萎縮性側索硬化症/後縦靭帯骨化症/骨折を伴う骨粗鬆症/初老期認知症/進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病/脊髄小脳変性症/脊柱管狭窄症/早老症/多系統萎縮症/糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症/脳血管疾患/閉塞性動脈硬化症/慢性閉塞性肺疾患/両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

②厚生労働大臣が定める疾病

がん末期/多発性硬化症/重症筋無力症/スモン/筋萎縮性側索硬化症/脊髄小脳変性症/ハンチントン病/進行性筋ジストロフィー症/パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病[ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る])/多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群/プリオン病/亜急性硬化性全脳炎/ライソソーム病/副腎白質ジストロフィー/脊髄性筋萎縮症/球脊髄性筋萎縮症/慢性炎症性脱髄性多発神経炎/後天性免疫不全症候群/頸髄損傷/人工呼吸器を使用している状態

お申し込み・お問い合わせ



光市立 大和総合病院
 Hikari Municipal Yamato General Hospital

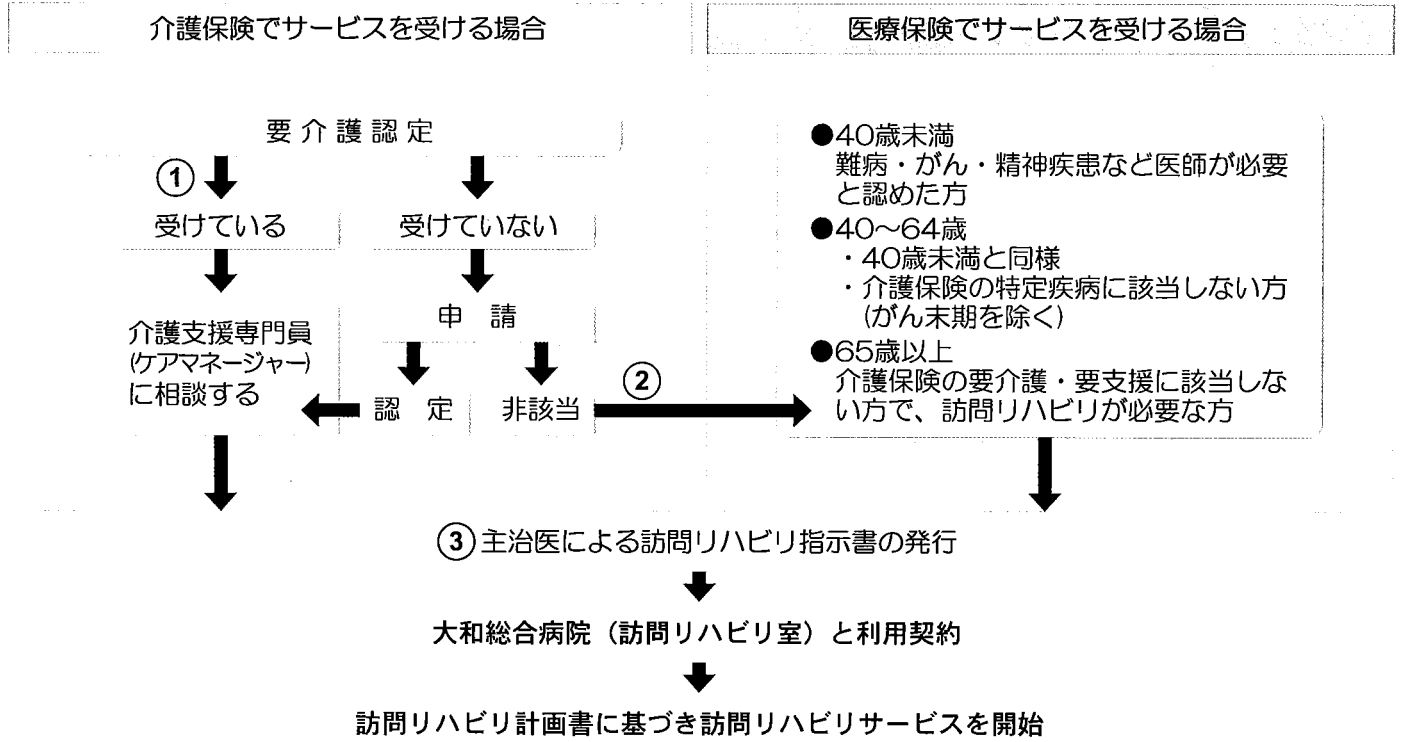
訪問リハビリテーション室

TEL 0820-48-2111 (代表) FAX 0820-48-3924

〒743-0192 山口県光市大字岩田974番地

http://www.urban.ne.jp/home/hospymt/

訪問リハビリサービスを受けるまでの流れ



- ① 介護保険でサービスを受ける場合は「要介護認定」が必要です。
介護保険をご利用になるには、お住まいの市町に申請して要介護認定を受けることが必要です。「要支援1～2」または「要介護1～5」に該当した方は、介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談し、在宅サービス計画に訪問リハビリを組み入れてもらいます。
- ② 「要介護認定」で非該当と判断された場合
介護の必要度が低く「非該当」と判断されると、介護保険からは給付を受けることができませんが、主治医の「訪問リハビリ指示書」があれば、医療保険で訪問リハビリサービスを受けることができます。
- ③ 訪問リハビリサービスを受けるには「訪問リハビリ指示書」が必要です。
主治医は、訪問リハビリが必要と判断した利用者に対して「訪問リハビリ指示書」を発行します。指示書がないと訪問リハビリサービスを受けることはできません。

利用料金等

【介護保険を利用した場合の料金】

①基本料金（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション） 【1単位：10円】

分類	項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問リハビリ	基本サービス費				302単位			
テーション費	サービス提供体制強化加算				6単位			
1単位（20分）あたりの利用料		308円（介護保険給付1割負担分）						

②主な加算（介護保険給付1割負担分） 【1単位：10円】

加算項目	費用	説明	利用料
リハビリテーションマネジメント加算I	60単位/月	訪問リハビリテーション計画を定期的に評価し、必要に応じて見直している場合	60円/月
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	退院/退所/認定日から起算して3ヶ月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合	200円/日
社会参加支援加算	17単位/日	評価対象期間において社会参加に資する取組みを実施した割合が一定以上の場合	17円/日

【医療保険を利用した場合の料金】

医療保険を利用される場合は、別に定められた料金体系により計算されますので、詳細はお問い合わせください。

【自己負担の割合】

介護保険

毎回、他の居宅サービス同様に費用の1割を負担

後期高齢者医療保険

一般の方は1割を負担（一定以上の所得者は3割を負担）

健康保険・国民健康保険など

平成26年4月1日までに70歳になられた方は1割を負担・平成26年4月2日以降に70歳になられた方は2割を負担（一定以上の所得者は3割を負担）